

令和7年分農業所得の申告説明書

綾部市企画総務部税務課

令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の農業所得について、収支計算を行い、別紙の収支内訳書（農業所得用）を市民税・府民税申告書に添付して提出してください。

収支計算とは「収入金額 - 必要経費 = 農業所得の金額」の計算を行なうことです。

※税務署へ農業所得について確定申告をした人は、市民税・府民税の申告は不要です。

【収支内訳書の書き方】 《 収入金額 - 必要経費 = 農業所得金額 》

○収入金額の記入

収入金額は、収入金額の明細（収支内訳書裏面）で合計額を計算したうえで記入してください。

販 売 金 額	①	収入金額の明細欄の①の金額を記入します。 収入金額の明細には、本年中の販売金額を記入します。全ての合計販売額が①となります。 ※販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額として計上します。
家 事 消 費 金 額 事 業 消 費	②	収入金額の明細欄の②の金額を記入します。 収入金額の明細には、農産物等の種類ごとに農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給等）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。全ての合計額が②となります。
雑 収 入	③	収入金額の明細欄の③の金額を記入します。 収入金額明細には、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策等交付金、農作業委託料等の名称と金額を記入します。合計金額が③となります。
農産物の棚卸高	⑤ ⑥	収入金額の明細欄の⑤・⑥の金額を記入します。 収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

◎小作料収入は不動産所得、松茸は雑所得となりますので農業所得の収入には含まれません。

● 収入金額の明細（収支内訳書裏面）

農産物等の種類品名等には、収穫・販売した作物等の名称を記入します。

なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。

○必要経費の各科目の具体例

科 目		具 体 例
雇 人 費	⑧	常雇・臨時雇人等の労賃、賃費
小作料・賃借料	⑨	農地の賃借料、農業用建物や農機具の賃借料、共同施設利用料等
減 働 償 却 費	⑩	農業用建物、農機具、車両、搾乳牛等の償却費
貸 倒 金	⑪	売掛金、貸付金、受取手形等の貸倒損失
利 子 割 引 料	⑫	農業用資金の借入金に対する支払利子、受取手形の割引料等

租 稅 公 課	①	農業用資産の固定資産税、自動車税（取得税、重量税含む。）、水利費等 ※所得税、住民税、相続税、罰金、過料、科料等は必要経費になりません。
種 苗 費	②	種もみ、種苗等の購入費用
素 畜 費	③	子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付料
肥 料 費	④	肥料の購入費用
飼 料 費	⑤	飼料の購入費用
農 具 費	⑥	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
農 藥 ・ 衛 生 費	⑦	農薬の購入費用、共同防除費
諸 材 料 費	⑧	ビニール、繩、針金等の購入費用
修 繕 費	⑨	農機具、農業用車両、農業用建物等の修理に要した費用、車検代等
動 力 光 熱 費	⑩	農業に要した水道料、電気料、ガス代、灯油やガソリン等の燃料費
作 業 用 衣 料 費	⑪	作業衣、長靴等の購入費用
農 業 共 濟 掛 金	⑫	水稻、農業用車両等に係る共済掛金
荷 造 運 貨 手 数 料	⑬	出荷の際の梱包費用、運賃、市場等に支払う手数料
土 地 改 良 費	⑭	土地改良事業の受益者負担金、客土費用
雜 費	⑮	農業に関する費用で他の経費に当てはまらない費用（農業の専門誌、事務用品代等）
農 産 物 以 外 の 棚 卸 高	⑯ ⑰	販売目的で飼育する牛、馬、豚、鶏等は、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。 毎年同程度の規模で作付けする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
経 費 か ら 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用	⑯	収支内訳書裏面の「果樹・牛馬等の育成費用の計算」欄の⑯の金額を記入します。
⑯のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	⑯	⑯の金額のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける所得の黒字の金額を記入します。 証明書及び所得計算の明細書の添付が必要です。

◎雇人費の内訳、小作料・賃借料の内訳をそれぞれ記入してください。

● 家事上の費用について

衣料費や食費等の家事上の費用や農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費等のうち、住宅部分に対応する費用、水道料や電気料、燃料費等のうちに含まれている家事分の費用は、必要経費なりません。

※家事関連費の家事分と農業分との区分は、使用面積や点灯時間等の適切な基準によって按分して計算します。

● 専従者控除 ※同一の親族に対し、配偶者控除、扶養控除との併用はできません。

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1)配偶者は860,000円、その他の親族は500,000円

(2) 収支内訳書の⑯の金額 ÷ (事業専従者の数 + 1)

※『事業専従者の氏名等』欄の年齢は、令和8年1月1日時点の年齢を記入します。

● 雇人費の内訳

氏名・住所 又は作業名	期間雇人(年雇人)の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合は作業名を記入します。
所得税及び復興 特別所得税の 源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人等年末調整が行われない人については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

● 小作料・賃借料の内訳

農業用の土地を借りた場合の地代、農機具の賃借料、共同施設の使用料等を記入します。

● 減価償却費の計算

減価償却とは、一定の資産について、その資産の使用可能期間（耐用年数）に応じて、その資産の取得価額を各年分の必要経費にする方法です。

※価値の減少しない資産、農業に使用していない資産、棚卸資産については減価償却ができません。

計算方法は、あらかじめ税務署長に償却方法を届出していない場合には、「定額法（平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法）」となります。

① 記入方法

減価償却資産の名称等	耕耘機について、有無のいずれかに○を付けてください。 田植機及びコンバインについて、歩行型、乗用型のいずれかに○を付けてください。 所有されていない場合は、記入の必要はありません。 記載されている資産以外の減価償却資産がある場合は記入します。
新品种中古	いずれかに○を付けてください。
面積又は数量	建物の面積や機械の台数を記入してください。
取得年月	購入年月を記入してください。
取得価額	① 購入価格を記入してください。 ※新規購入に係るものは、領収書等の提示をお願いします。
償却の基礎になる金額	② 平成19年3月31日以前に取得→ ①×90% 平成19年4月1日以降に取得→ ①-前年末までの減価償却費の累計額 定率法の場合は、計算方法が異なります。
償却方法	定額法、定率法、旧定額法、旧定率法のいずれかを記入します。 税務署にあらかじめ届出をしていない方は定額法（平成19年3月31日以前に取得した資産については旧定額法）を記入してください。
耐用年数	耐用年数を確認し、記入します。
償却率又は 改定償却率	③ 傷却率を確認し、記入します。
本年中の 償却期間	④ 12か月の内、農業にどのくらいの期間使用していたかを記入してください。1年間使用していた場合は12と記入します。
本年分の 普通償却費	②×③×④
特別償却費	青色申告をされる方のみ使用しますので、市民税・府民税申告をされる方は何も記入しないでください。
本年分の 償却費合計	④+③の金額を記入します。市民税・府民税申告の方は④と同額になります。
事業専用割合	農業とそれ以外に使用していた比率から農業に何%使用していたかを確認し、記入します。

本年分の必要経費算入額	⑨	平成19年3月31日以前に取得、令和7年で償却期間が終了 →①+取得価額の5%を必要経費算入額とします。 平成19年3月31日以前に取得、未償却残高が取得価額の5%となつた →①×1%×⑨を必要経費算入額とします。
未償却残高(期末残高)	⑩	令和7年中に取得した資産→①-⑨ 前年以前に取得した資産 →前年末の未償却残高-⑨ ※前年末の未償却残高=①-前年末までの減価償却費の累計額
摘要		トレーラー付の耕耘機、トラクターやコンバイン、田植機は、必ず標識番号を記入してください。(標識番号が必要なもので標識の無いものについては、申告書提出時までに標識の交付を受けてください。) 均等償却をしている資産は「均等償却」と記入してください。

② その他

☆ 中古の大農具を購入した場合

法定耐用年数ではなく、取得後の使用可能期間を見積もって耐用年数とします。使用可能年数の見積もりが困難な場合には、次の算式で計算した年数を耐用年数とします。

1) 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

2) 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

(注) 計算の結果、その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

☆ 大農具等を共同で所有している場合

出資金の割合で計算してください。

☆ 同種の大農具を2台以上所有している場合

稼働したものが対象となります。

☆ 少額な減価償却

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

☆ 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないで、その使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得額の合計額の1/3の金額を必要経費にすることができます。この場合、「⑨償却率又は改定償却率」欄には「1/3」と記入します。

☆ 資本的支出と修繕費

農業の用に供している建物、施設、機具などの固定資産の修繕、改良などのために支出した金額のうち、①その固定資産の価値を高め、又はその使用期間を延長させることとなる部分に対する金額は、資本的支出とされ減価償却費の計算を行います。②その固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により被害を受けた固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。

① 資本的支出となる支出（該当資産の取得価額に加算し、減価償却を行うもの）

機械の部分品を特に高品質、高性能のものに取り替えた費用で、通常の取替費用を超える部分等※建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たります。

② 修繕費（資本的支出とならず、減価償却を行わないもの）

建物の移えい又は解体移築（旧資材の70%以上を再使用し、従前の建物と同一規模のものを再構築する場合に限る。）の費用、解体費を含む機械装置の移設費用等

農業用の主な減価償却資産の耐用年数表

種類	構造・用途	細目	耐用年数
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 ・鉄筋コンクリート造のもの	店舗用のもの	39
		倉庫用、作業場用のもの	38
	木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用のもの	22
		倉庫用、作業場用のもの	15
	木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用のもの	20
		倉庫用、作業場用のもの	14
	れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用、住宅用のもの	38
		倉庫用、作業場用のもの	34
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のものでトタンぶきのもの等	10
		掘立造のもの及び仮設のもの	7
車両運搬具	一般用のもの	自動車（二輪・三輪自動車を除く）	
		小型車（総排気量0.66リッタ以下のもの）、軽トラ	4
		貨物自動車（ダンプ式を除く）	5
農林業用構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	用水路、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、あぜ等	17
		土管を主とした構築物	10
	その他の構築物	薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管等	8
機械及び装置	農業用設備	内燃機関、ボイラー、ポンプ	7
		トラクター	7
		乗用型トラクター	7
		耕耘整地用機具	7
		栽培管理用機具	7
		防除用機具	7
	穀類収穫調整用機具	自脱型コンバイン、刈取機、稻わら収集機等	7
		脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機等	7
	林業用設備	動力伐採機、自動伐採機、自動刈払機等	5

※平成20年度税制改正により法定耐用年数の見直しがあり、21年分以後の申告から適用されています。

減価償却資産の償却率表(旧定額法、定額法)

耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得									
	旧定額法 償却率	定額法 償却率									
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059	32	0.032	0.032	47	0.022	0.022
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056	33	0.031	0.031	48	0.021	0.021
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053	34	0.030	0.030	49	0.021	0.021
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050	35	0.029	0.029	50	0.020	0.020
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048	36	0.028	0.028	51	0.020	0.020
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046	37	0.027	0.028	52	0.020	0.020
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044	38	0.027	0.027	53	0.019	0.019
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042	39	0.026	0.026	54	0.019	0.019
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040	40	0.025	0.025	55	0.019	0.019
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039	41	0.025	0.025	56	0.018	0.018
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038	42	0.024	0.024	57	0.018	0.018
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036	43	0.024	0.024	58	0.018	0.018
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035	44	0.023	0.023	59	0.017	0.017
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034	45	0.023	0.023	60	0.017	0.017
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033	46	0.022	0.022			

注意事項

- 給与所得以外の所得（農業所得、不動産所得等）が20万円を超える人は、税務署へ所得税の確定申告する必要があります。
- 税務署様式の農業所得用収支内訳書を使用される場合は、福知山税務署（22-3121 音声案内）に用紙がありますのでお申し出ください。

※ インボイス制度についてのお問い合わせは、国税専用ダイヤル（0570-00-5901）へお願いします。
インボイス制度は消費税（国税）に係る制度です。市役所では質問や相談等をお受けできません。

綾部市役所税務課市民税担当（42-4235 直通）



お願いします。必ずお読みください。

トラクター、コンバイン、
田植機等をお持ちの皆さん



農耕作業用自動車には軽自動車税がかかります。

軽自動車税（種別割）のあらまし

◆ 標識（ナンバープレート）が必要な農耕作業用自動車とは
乗用装置のあるもので農耕トラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車等であって、最高速度が 35 km/h 未満のもの

◆ 申告手続き

購入の場合…販売証明書と届出者の本人確認書類
譲渡の場合…譲渡証明書又は廃車証明書と届出者の本人確認書類
廃車の場合…標識（ナンバープレート）と届出者の本人確認書類
買替え等により車体を変更した場合…新しい車体の販売証明書（譲渡証明書）と届出者の本人確認書類

上記をご持参のうえ、綾部市役所税務課市民税担当で申告してください。

※軽自動車等を取得した場合は**15日以内**に、軽自動車等を廃車・売却等した場合には**30日以内**に申告をしてください。

届出者と納税義務者が異なる場合は、委任状が必要になる場合があります。

◆ 軽自動車税（種別割）を納める人

軽自動車税（種別割）は、毎年**4月1日**（賦課期日）**現在**の納税義務者等に課税されます。

※年度の途中で軽自動車等を取得してもその年度分の税金は課税されません。
また、年度の途中で廃車してもその年度分の税金は戻りません。

◆ お問い合わせ先

〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所税務課市民税担当 電話42-4235（直通）

軽自動車税は道路維持、福祉、そして街づくり等に役立てられています。